

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社橋本組（法人番号2080001015112）

業者の住所：静岡県焼津市本町 2－2－1

2. 指名停止措置期間：令和 6 年 1 0 月 2 4 日から令和 6 年 1 2 月 2 3 日（2 か月）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事 実 概 要：

上記有資格者は、東焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行い、また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出した。このことが建設業法 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 6 年 9 月 3 日、国土交通省中部地方整備局長から営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 1 第 3 号（過失による粗雑工事等）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等) 3 対象区域内における工事で前号に掲げるものの以外のものの施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内